

廃棄物中の1,4-ジオキサン濃度等に係る実態調査（案）について

1. 調査の目的

水質汚濁に係る環境基準改正に伴い、1,4-ジオキサンの廃棄物処理法施行令第2条の4に定める特別管理産業廃棄物への追加を視野に入れ、以下～の事項について検討する。

特別管理産業廃棄物の判定基準及び発生施設の規定（特別管理産業廃棄物の項目に係る規定）

有害な特別管理産業廃棄物の埋立処分に係る基準（遮断型最終処分場へ埋立する産業廃棄物の判定基準）

上記及びの基準に係る産業廃棄物の検定方法

各項目に係る規定は次表のとおり。

検討事項		法令・告示における規定		
特別管理産業廃棄物の項目 (令第2条の4第5号の 特定有害産業廃棄物)	判定基準 (規則第1条の2)	廃酸・廃アルカリ (処理物含む)	施行規則	別表第1
		鉍さい	判定基準省令*	別表第1
		燃え殻・ばいじん・汚泥 処理物		別表第5
				別表第6
	発生施設	-	施行令	別表第3,(5) 注1)
有害な特別管理産業廃棄物の埋立処 分に係る基準 (令第6条の5第3号)	判定基準	鉍さい	判定基準省令*	別表第1
		燃え殻・ばいじん・汚泥 処理物		別表第5
				別表第6
	発生施設	-	施行令	別表第4,5
上記及びの判定基準に係 る廃棄物の検定方法注2)		廃酸・廃アルカリ	金属等検定方 法告示**	含有量試験
		燃え殻・ばいじん・汚泥		溶出試験

*金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令（昭和48年総理府令第5号）

**産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法（S48環告示13号）

注1）廃酸・廃アルカリ・汚泥については、別表第3が別表第5を引用している。

注2）に係る検定方法は、規則第1条の2により「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物に係る基準の検定方法」（H4厚生省告示第192号）と規定されているが、当該告示は、特定有害産業廃棄物の検定方法として金属等検定方法告示を引用している。また、に係る検定方法は、金属等検定方法告示と規定されている。

なお、水質汚濁に係る地下水環境基準に追加される塩化ビニルモノマー及び1,2-ジクロロエチレンは、トリクロロエチレン（特管）が嫌気性条件で分解・生成されることを想定して追加されるものであり、排出物・処理物に含まれることを想定していないことから、最終処分場における実態調査の結果等を踏まえて特に問題がなければ、基本的には、特別管理廃棄物の指定は行わないこととする。

2. 調査の内容

1) 廃棄物中の1,4-ジオキサン濃度の実態調査

調査方法概要

PRTRに基づき、1,4-ジオキサンを含む廃棄物を排出している排出事業者（約60事業者）に対し、アンケートを実施し、製造工程・排出状況、廃棄物の種類（廃酸・廃アルカリ、汚泥等）を調査するとともに、検体の提供を依頼し、環境省からの受託者が濃度等の分析を行う。

また、処理過程における1,4-ジオキサン生成の懸念がないとも言い切れないことから、中間処理施設における処理物（燃え殻、ばいじん等）についても濃度等を調査する。

検体採取対象と採取施設数

	採取対象	施設数
1,4-ジオキサンを含む廃棄物の排出事業所	廃棄物	60程度
中間処理施設	処理物	100程度

2) 検定方法の検討

1,4-ジオキサンについて、その物性を踏まえ、精度を確保するため検定方法の検討を行う。

「産業廃棄物に含まれる金属等の検定方法」（S48環告示13号）に基づき、同様の物性であると考えられる他の揮発性有機化合物（VOC）類の検定方法を基に検討する。ただし、1,4-ジオキサンは他のVOCと異なり水溶性でもあることを踏まえ、適切な前処理方法や分析方法等の検討が必要である。